

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	北23条中通線事業損失防止調査
発 注 課	建) 工事課
選 定 事 業 者	日本データサービス株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、北23条中通線歩道バリアフリー工事にともない、沿道への振動及び家屋の状況を確認し、事業損失の影響を評価する業務である。</p> <p>業務対象となる家屋については、西5丁目線の電線共同溝工事と北23条中通線が交差する角地に位置している。</p> <p>上記業者は、昨年から行っている西5丁目線の電線共同溝工事の事業損失調査を履行中である。当該工事においても、沿道地権者との調整等の結果から、同様の調査が必要となった。</p> <p>本業務は、北23条中通線歩道バリアフリー工事の工程上、先行している西5丁目線の事業損失の事前調査と事後調査の間に調査を行う事となる。このため、沿道地権者との確認や調整など密接に行う必要があるため、他の業者が受注した場合、入れ替わりに確認などを行うこととなると、地権者への混乱を招く恐れがある。また、限られた時間の中で、西5丁目線の調査とも進捗などの整合を図っていく必要があることから、一貫した業務履行の必要性が求められる。</p> <p>以上のことから、契約の性質が競争入札に適さないため、上記選定業者を契約の相手方として選定する。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

決 定 日	令和元年6月18日
-------	-----------